

# 申告相談がはじまります。

◆期間 2月12日(金) から 3月15日(火)  
◆会場 国見町役場 2階 大会議室

## 申告が必要な方

国見町では、2月12日から3月15日までの間、所得税・町県民税の申告相談を行います。

税務署からの「確定申告書案内(封筒・はがき)」および町からの「案内はがき」が届いていない場合でも、次に該当する方は申告が必要となります。

この申告は、昨年1月から12月までの所得を申告していたため、平成28年度の町県民税や国民健康保険税などの課税の基礎となります。

- ① 「農業、営業などの事業を営んでいる」「地代、家賃、配当などの所得がある」
- ② 「給与の年収額が2千万円を超える」「給与の他に所得がある」「2ヶ所以上から給料をもらっている」「年末調整ができなかった」
- ③ 「公共事業のために土地や建物を譲渡したことによ

## 申告相談に持参するもの

り、所得税がかからない」場合など

- 『収入を証明するもの・必要経費のわかるもの』
- ①事業主の方↓収支内訳書
- ・農業をされている方：平成27年中の農作物等にかかる売上帳(農産物受払帳)、経費帳等の諸帳簿。諸帳簿の根拠書類等。
- ・営業をされている方：平成27年中の売上帳、仕入帳、経費帳等の諸帳簿。諸帳簿の根拠書類
- ※平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対

- 象が拡大しています。事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行うすべての方について対象となります。
- ②事業者で東京電力から補償金を受け取った方：補償通知書等、補償内容がわかるもの
- ③土地・建物等の譲渡があった場合には、売買契約書または買取証明書等
- ④給与やパート等および年金受給者の方は、源泉徴収票または支払証明書等

- 『所得から控除するための証明書など』
- ①生命保険料や個人年金保険料(10年以上の掛け金)
- ②医療費控除を受ける方(支払った医療費が10万円または所得の5%を超えた場合)はその領収書および介護保険制度に基づくサービスを受けられた方はその利用料等の領収書
- ③国民年金保険料の控除証明書
- ④地震保険料等の支払証明書
- ⑤雑損控除を受ける方は被害を受けた資産の取得価格・取得時期のわかるもの、被害を受けた資産の修繕費・取壊し費用などのわかるもの、被害を受けた資産について受け取る保険金額のわかるもの
- ⑥繰越控除を受ける方は平成26年分の確定申告書等、繰越損失額がわかるもの
- ⑦その他必要な書類

## 申告相談に 関するお願い

①混雑を避けるため、指定期日に申告相談されるようご協力をお願いします。なお、当日都合の悪い方は、期間中の都合の良い日に申告してください。

②車でおいでになる場合、十分な駐車場を確保できませんのでご了承願います。

③税務署(会場「ウィル福島」福島市卸町)で申告される方や税務署から案内を受けている方は、国見町で申告相談する必要はありません。ご自身で申告書を作成される方は、申告相談を受けることなく、郵送または持参により提出が可能です。

※次の方は「簡易申告書」を提出してください。

- ・無収入の方
- ・収入が遺族(障害)年金、雇用保険(失業給付金)に限る方

申告相談は不要です。申告会場または税務課(1階執務室)に提出してください。

## 確定申告書等作成コーナーを設けます

給与や年金所得の還付申告等の場合、簡単に申告書ができあがります。不明な点は、専任スタッフによる操作サポートがあります。待ち時間も短縮されますので、ぜひご利用ください。

■日中多忙な方は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から確定申告書の作成ができます。(申告書は、郵送等により税務署へ提出ください)

■e-TAX(国税電子申告・納税システム)により

インターネット環境を利用して確定申告が可能です。【準備するもの】

- ・住民基本台帳カード(注1)または個人番号カード(注2)
- ・電子証明書(注1)
- ・ICカードリーダー(注3)

(注1)有効期限まで利用できます。

(注2)平成28年1月以降に交付された場合は、住民基本台帳カードの代わりに利用できます。

(注3)電器店でお求めください。

詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

## ●申告相談日程●

受付日	町内会名 (午前9時から11時30分)	町内会名 (午後1時から4時)
2月12日(金)	小坂	太田川
15日(月)	前田・泉田上	泉田中・泉田下
16日(火)	板橋	板橋南
17日(水)	鳥取	内谷西・内谷東
18日(木)	貝田	
19日(金)	大木戸	高城・山根
22日(月)	光明寺	大坂
23日(火)	鶉町・上野・滝山	源宗山(西・東・北)
24日(水)	山崎北・小林・山崎館	山崎(小館・宮館・宮前)
25日(木)	山崎沢田	山崎耕谷
26日(金)	石母田(東・表・北)	石母田(原・西)
29日(月)	駅前・錦町	大町南
3月1日(火)	大町北・本町	宮町南・宮町北・藤田宮前
2日(水)	藤田光陽・町東	宮東
3日(木)	原町	中部
4日(金)	並柳	築館・北部
7日(月)	川内	
8日(火)	森江野第1	森江野第2
9日(水)	森江野第3	森江野第4
10日(木)	徳江北	森江野第7
11日(金)	森江野第8	森江野第9
14日(月)	森江野第10・第11	森江野第12
15日(火)	予備日	

## 福島税務署からのお知らせ

確定申告書作成会場はウィル福島(卸町)です。

〈注意〉福島税務署内には会場を開設していません。

◆日時 2月8日(月)から3月15日(火)  
午前9時30分から午後4時  
月から金曜日(祝日を除く)  
※2月21日及び2月28日は日曜日も開設します。

◆場所 福島卸商団地 ウィル福島  
(福島市鎌田字卸町10-1)

◆問い合わせ 福島税務署  
☎534-3121  
自動音声案内で「0」番を選択してください。